【診療所用】

| 診療所用】 | 1 1 | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|--------------|-----|---|---|
| 厚生労働省令で定めるもの | 11 | 福祉用具貸与 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。)のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。 |
| | 12 | 特定福祉用具販売 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの 政令で定めるところにより行われる販売をいう。 |
| | | | ナー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー |
| ④地域密着型サービス | 1 | 夜間对応型訪問介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護 福祉士等で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。 |
| | 2 | 認知症対応型通所介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活 に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサー に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサー スセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。 |
| | 3 | 小相構名機能型民字介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その 者の居宅等の拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをい う。 |
| | 4 | | ↑護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。 |
| | į. | | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホーム等であって、その入居者が要介護者、その配偶者等に限られるもののうち、その入居定員が29. 以下であるもの(以下この項において「地域密着型特定施設」という。)に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、こ な担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。 |
| | 6 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。 |
| | + | | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| ⑤介護予防支援 | - | 介護予防支援 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、心身の状況・環境・本人や家族の希望等をうけ、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うものをいう。 |
| ⑥介護予防サービス | | 介護予防訪問介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要支援者であって、居宅において支援を受けるものについて、その者の居宅において、その介護予防(身体上又 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要支援者であって、居宅において支援を受けるものについて常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支随 精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支随 がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。)を目的として、介護福祉士等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる入浴、排せつ、食事等の 護その他の日常生活上の支援をいう。 |
| | | 2 介護予防訪問入浴介護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の店宅を訪問し、原生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。 |
| | | 3 介護予防訪問看護 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で 定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。 |
| | | 4 介護予防訪問リハビリテーション | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。 |
| | | 5 介護予防居宅療養管理指導 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる療養の管理及び指導をいう。 |
| | | 6 介護予防通所介護 | の音伝及られている。 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)で定める老人デイ 介護保険法(平成9年)に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓制 サービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓制 行うこと(介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。 |
| | | 7 介護予防通所リハビリテーション | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。 |
| | | 8 介護予防短期入所生活介護 | として、厚生労働者やで定める所間に打っているのを生きない。 が護保険法(平成3年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)で定める老人短期入所施設等に短期間入所されて、の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練せ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の生命といる。 |
| | | 9 介護予防短期入所療養介護 | 行うことをいう。 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等で定める施設に短期間入所させ、その介 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等で定める施設に短期間入所させ、その介 予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生 上の支援を行うことをいう。 |
| | | 10 介護予防特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可) | 一介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設/介護専用空行走施設を除く。「一人乃己し、必要と後も「一会を持ち、一人の日本の日常生活上の支援、機能訓練及び |

| 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|----------------|--------------------|---|
| | 11 介護予防福祉用具貸与 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。 |
| | 12 特定介護予防福祉用具販売 | 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。 |
| ⑦介護予防地域密着型サービス | 1 介護予防認知症対応型通所介護 | 居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)の厚生労働省令で定める施設又は同法に 規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援 であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。 |
| | 2 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定める サービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援で あって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。 |
| | 3 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 要支援者(厚生労働省令で定める要支援状態区分に該当する状態である者に限る。)であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。 |
| | | |
| 12)医療従事者 | 1 医師 | |
| | 2 歯科医師 | |
| | 3 薬剤師 | |
| | 4 看護師及び准看護師 | |
| | 5 助産師 | |
| | 6 歯科衛生士 | |
| | 7 診療放射線技師 | |
| | 8 理学療法士 | |
| | 9 作業療法士 | |

医療機関の医療機能に関する情報【歯科診療所】

| 上方次1及 天 ジル 上方式1及 北 一 天 する事項 1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項 | 詳細 | 記載上の留意事項 |
|--|---------------|--|
| (1)基本情報 | | |
| 1 診療所の名称 | | |
| 2 診療所の開設者 | | |
| 3 診療所の管理者 | | |
| 4 診療所の所在地 | | |
| 5 診療所の案内用の電話番号及びFAX番号 | | |
| 6 診療科目 | | 医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。 |
| 7 診療科目別の診療日 | | |
| 8 診療科目別の診療時間 | | 標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載 |
| (2)診療所へのアクセス | | |
| 9 診療所までの主な利用交通手段 | | 病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間 等を記載 |
| | (i)駐車場の有無 | 敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。 |
| 10 診療所の駐車場 | (ii)駐車台数 | (i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載 |
| | (iii)有料又は無料の別 | (i)の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。) |
| 11 案内用ホームページアドレス | | 患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載 |
| 12 案内用電子メールアドレス | | 患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載 |
| 13 診療科目別の外来受付時間 | | |
| 14 予約診療の有無 | | |
| (3)院内サービス・アメニティ | | |
| 15 院内処方の有無 | | 外来患者に対して、診療所内で処方が行われているかどうか。 |
| 16 対応することができる外国語の種類 | | |
| 17 障害者に対するサービス内容 | | 別紙1の1) |
| 18 車椅子利用者に対するサービス内容 | | 別紙1の2) |
| 19 受動喫煙を防止するための措置 | | 別紙1の3) |
| 20 医療に関する相談員の配置の有無及び人数 | | 医療ソーシャルワーカー等の相談員を配置している場合にはその人数を記載(※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載。) |
| (4)費用負担等 | | |
| 21 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他 の病院の種類 | | 別紙1の4) |
| 22 クレジットカードによる料金の支払いの可否 | | |

| ١ | | À | |
|---|---|---|---|
| C | 2 | ľ | |
| 7 | _ | 1 | • |

| 2. | 提供サービスや医療連携体制に関する事項 | | |
|-----|--|----------------------|---|
| (1) | 診療内容、提供保健・医療・介護サービス | | |
| 23 | 専門医の種類及び人数 | | 別紙1の5) |
| 24 | 対応することができる疾患又は治療の内容 | | 別紙2 |
| 25 | 専門外来の有無及び内容 | | 診療所内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。 |
| | Take the SAME TL of Place 40 SW on the | (i)健康診断の実施の有無及び内容 | 内容については、「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。 |
| 26 | 健康診断及び健康相談の実施 | (ii)健康相談の実施の有無及び内容 | 内容については、「がんに関する健康相談」、「生活習慣病に関する健康相談」、「歯の健康相談」等、対象者や 部位を付記することは差し支えない。ただし、内容については、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。ま た、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。 |
| 27 | 対応することができる在宅医療 | | 別紙1の6) |
| 3. | 医療の実績、結果に関する事項 | | |
| 28 | 歯科診療所の人員配置 | (i)医療従事者の人員数 | 別紙1の7) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱 いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が 2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、現に主として行っている業務内容により、そのいずれ か一方に計上する。 |
| 29 | 情報開示に関する窓口の有無 | | 診療所内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口で、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。 |
| 30 | 患者数 | (i)外来患者数 | 「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を実外来診療日数で除した数を記入する。この場合、外来患者数に在宅患者数は含めない。 |
| 31 | 患者満足度の調査 | (i)患者満足度の調査の実施の有無 | 患者に行う当該診療所に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果その ものについては記載しないこと。 |
| ١. | | (ii)患者満足度の調査結果の提供の有無 | (i)のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。 |

.

【歯科診療所用】

| | 厚生労働省令で定めるもの | | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|---------|--------------|----------------|--|--|
| 1) | 障害者に対する配慮 | 1 | 手話による対応 | |
| | | 2 | 施設内の情報の表示 | 視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること |
| | | 3 | 音声による情報の伝達 | 音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること |
| | | 4 | 施設内点字ブロックの設置 | |
| | | | 点字による表示 | 点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること |
| | | | | |
| 2) | 車椅子利用者に対する配慮 | 1 | 施設のパリアフリー化の実施 | 高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案 板の設置等がなされていること |
| 3) | 受動喫煙防止対策 | ├-, | 施設内における全面禁煙の実施 | |
| | 文刻灰柱的正对束 | + | | 出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること |
| | | ' | 、大性主が政医 | 四八日のパマスは物がにより、6回日間からないとない。311日のアスはかにのかか単との構入しい。6日日 |
| 4) | 医療保険、公費負担等 | Η, | 保険医療機関 | 健康保険法(大正11年法律第70号)により指定を受けた医療機関 |
| <u></u> | | | 老人保健法(昭和57年法律第80号)第6条に規定する医療保険各法 及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担 医療を行わない医療機関 | |
| | | 3 | 労災保険指定医療機関 | 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関 |
| | | 4 | 更生医療指定医療機関 | 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(更生医療)を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が 指定した医療機関 |
| | | 5 | 育成医療指定医療機関 | 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(育成医療)を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が 指定した医療機関 |
| | | 6 | 精神通院医療指定医療機関 | 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(精神通院医療)を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関 |
| | | 7 | 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関 | 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)により、身体障害者手帳に係る、都道府県知事の指定を受けた医師を配置している医療機関 |
| | | 8 | 精神保健福祉法(昭和25年法律第123号)に基づく指定病院又は応急 入院指定病院 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定を受けた精神科病院、応急入院を行うことが認められる精神科病院として都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定する精神科病院 |
| | | g | 精神保健指定医の配置されている医療機関 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、措置入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関 |
| | | 10 | 生活保護法指定医療機関 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関 |
| | | 11 | 医療保護施設 | 生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が 届出を受け、若しくは認可した施設 |
| | | 12 | 結核指定医療機関 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知 が指定する医療機関 |
| | - | 13 | 指定養育医療機関 | 母子保健法、昭和40年法律第141号)により、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療を行う機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関 |
| | | ┿- | 戦傷病者特別援護法指定医療機関 | 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)により、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定・ る医療機関 |
| | | 15 | 原子爆弾被害者医療指定医療機関 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関 |
| | | 16 | 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関 |
| | | 17 | 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感 染症指定医療機関 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、同法で定める感染症の患者の入院を担当する医療機関として、都 道府県知事が指定する病院 |
| | | 18 | 公害医療機関 | 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)により、指定疾病についての療養の給付を担当する医療機関 |
| | | 19 | 母体保護法指定医の配置されている医療機関 | 母体保護法(昭和23年法律第156号)により、都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定を受けた医師を配置している医療機関 |
| | | 20 | 特定機能病院 | 医療法(昭和23年法律第205号)により、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認する病院 |
| | | 21 | 地域医療支援病院 | 医療法(昭和23年法律第205号)により、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関について、 道府県知事が個別に承認する病院 |
| | | 22 | 災害拠点病院 | 「災害拠点病院整備事業の実施について(平成8年5月10日付健政発第435号)」により、被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行うための拠点 病院として、都道府県が要請する病院 |
| | | 23 | 3 へき地拠点病院 | 「へき地保健医療対策事業について(平成13年5月16日付医政発第529号)」により、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔地 診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院として、都道府県が指定する病院 |
| | | 24 | 小児救急医療拠点病院 | 「救急医療対策の整備事業について(昭和52年7月6日付医発第692号)」により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整え、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れる、入院を要する小児救急医療を担う医療機関として、都道府県が要請する病院 |

39

【歯科診療所用】

| 厚生労働省令で定めるもの | \top | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|--|-------------|------------------------------|---|
| | 25 | 救命救急センター | 「救急医療対策の整備事業について(昭和52年7月6日付医発第692号)」により、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を2時間体制で受け入れる救命救急医療機関として、都道府県が要請する病院 |
| | 26 | 臨床研修指定病院 | 医師法(昭和23年法律第201号)により、臨床研修病院の指定の基準を満たす病院として、厚生労働大臣が指定した病院 |
| | + | 外国医師臨床修練指定病院又は外国歯科医師臨床修練指定病院 | 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)により、外国医師又は外国歯科医師並びに外国看護師等が ・ 随床修練を行うに適切が体制にあると認められる歳除として、厚生労働大臣が指定した病院 |
| | 28 | がん診療連携拠点病院 | 「がん診療連携拠点病院の整備について」(平成18年2月1日付健発第0201004号)により、地域におけるがん診療の選携の拠点として、都道府県知學が推薦 し、厚生労働大臣が指定した病院 |
| | 29 | エイズ治療拠点病院 | 「エイズ治療の拠点病院の整備について(平成5年健医発第825号)」により、地域におけるエイズ診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院 |
| | 30 | 肝疾患診療連携拠点病院 | 「肝疾患診療体制の整備について(平成19年健発第0419001号通知)」により、地域における肝疾患診療の連携の拠点として都道府県が選定した病院 |
| | 31 | 特定疾患治療研究事業委託医療機関 | 「特定疾患治療研究事業について(昭和48年衛発第242号)」により、特定疾患の治療研究事業を行うに適当として都道府県が当該研究事業を委託した医療機関 |
| | 32 | 在宅療養支援診療所 | 「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」により、地域における患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であって、「特掲診料の施設基準等(平成18年厚生労働省告示第94号)」に掲げる施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所 |
| | 33 | DPC対象病院 | 「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」により、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第138号)」別表の診断群分類点数表に基づいて、診断群分類ごとに診療報酬の包括払いを受ける病院として、厚生労働大臣が指定する病院 |
| | 34 | 指定療育機関 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)により、結核にかかっている児童に対し必要な医療を行う機関として厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関 |
| | 35 | 小児慢性特定疾患治療研究事業委託医療機関 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定された慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療育を必要とする児童等に対して必要な医療等を行う事業を 道府県、指定都市、中核市から委託された医療機関 |
| | 36 | 無料低額診療事業実施医療機関 | 社会福祉法(昭和26年法律第45号)により、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する医療機関で、都道府県知事が届出を受けた関係機関 |
| | 37 | 総合周産期母子医療センター | 「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日付雇児発第0823001号)により、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併妊娠、重症妊娠中毒症、切迫早産、胎児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことのできる医施設 |
| | 38 | 地域周産期母子医療センター | 「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日付雇児発第0823001号)により、産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)等を え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設 |
| | 39 | 不妊専門相談センター | 「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日付雇児発第0823001号)により、不妊に関する相談事業、不妊治療に関する情報社などを行う施設として、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療施設 |
| | 40 | 思春期相談クリニック事業実施医療機関 | 「児童健全育成活動支援事業等助成費の国庫補助について」(平成14年3月29日付雇児発第0329008号)により、思春期特有の医学的問題、性に関する不会 及び悩み等に対する相談に応ずる事業を実施する医療機関 |
|)学会認定医・専門医 | , | 整形外科専門医((社)日本整形外科学会) | 医療法第6条の5第1項第7号及び「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告できる事項(平成19年厚生労働省告示 108号)」において、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事事門性に関する認定を受けたもの。該当する医師(非常動を含む)が在籍している医療機関は当該専門医の人数(非常動を含む場合には常動換算により記載記載すること |
| | 1 2 | 皮膚科専門医((社)日本皮膚科学会) | 同上 |
| | - | 麻酔科専門医((社)日本麻酔科学会) | 同上 |
| 1. | | 放射線科專門医((社)日本医学放射線学会) | 同上 |
| | - | 眼科專門医((財)日本眼科学会) | 同上 |
| | - | 產婦人科専門医((社)日本産科婦人科学会) | 同上 |
| + | | 耳鼻咽喉科専門医((社)日本耳鼻咽喉科学会) | 同上 |
| | - | 泌尿器科専門医((社)日本泌尿器科学会) | 同上 |
| | | 形成外科専門医((社)日本形成外科学会) | 同上 |
| | | 病理専門医((社)日本病理学会) | 同上 |
| | | 内科專門医((社)日本内科学会) | 同上 |
| - | | 外科専門医((社)日本外科学会) | 同上 |
| | 13 | 糖尿病専門医((社)日本糖尿病学会) | 同上 |
| | | 肝臟専門医((社)日本肝臓学会) | 同上 |
| | 1! | 感染症専門医((社)日本感染症学会) | 同上 |
| | | 救急科專門医(有限責任中間法人日本救急医学会) | 同上 |
| | | / 血液専門医((社)日本血液学会) | 同上 |
| + | | 3 循環器専門医((社)日本循環器学会) | 同上 |
| | | | |

| 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|--------------|-------------------------------------|-----------------------------|
| | 19 呼吸器専門医((社)日本呼吸器学会) | 同上 |
| | 20 消化器病専門医((財)日本消化器病学会) | 同上 |
| | 21 腎臟専門医((社)日本腎臓学会) | 同上 |
| | 22 小児科専門医((社)日本小児科学会) | 同上 |
| | 23 口腔外科専門医((社)日本口腔外科学会) | 同上 |
| | 24 内分泌代謝科専門医((社)日本内分泌学会) | 同上 |
| | 25 消化器外科専門医(有限責任中間法人日本消化器外科学会) | 同上 |
| | 26 超音波専門医((社)日本超音波医学会) | 同上 |
| | 27 細胞診専門医(特定非営利活動法人日本臨床細胞学会) | 同上 |
| | 28 透析専門医((社)日本透析医学会) | 同上 |
| | 29 脳神経外科専門医(社団法人日本脳神経外科学会) | 同上 |
| | 30 リハビリテーション科専門医((社)日本リハビリテーション医学会) | 同上 |
| | 31 老年病専門医((社)日本老年医学会) | 同上 |
| | 32 心臟血管外科專門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会) | 同上 |
| | 33 心臟血管外科専門医(特定非営利活動法人日本血管外科学会) | 同上 |
| | 34 心臟血管外科専門医(特定非営利活動法人日本心臟血管外科学会) | 同上 |
| | 35 呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会) | 同上 |
| | 36 呼吸器外科專門医(特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会) | 同上 |
| | 37 消化器内視鏡専門医((社)日本消化器内視鏡学会) | 同上 |
| | 38 小児外科専門医(特定非営利活動法人日本小児外科学会) | 同上 |
| | 39 神経内科専門医(有限責任中間法人日本神経学会) | 同上 |
| | 40 リウマチ専門医(有限責任中間法人日本リウマチ学会) | 同上 |
| | 41 幽周病専門医(特定非営利活動法人日本歯周病学会) | 同上 |
| | 42 乳腺専門医(有限責任中間法人日本乳癌学会) | 同上 |
| | 43 臨床遺伝専門医(有限責任中間法人日本人類遺伝学会) | 同上 |
| | 44 漢方専門医((社)日本東洋医学会) | 同上 |
| | 45レーザー専門医(特定非営利活動法人日本レーザー医学会) | 同上 |
| | 46 気管支鏡専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会) | 同上 |
| | 47 歯科麻酔専門医(有限責任中間法人日本歯科麻酔学会) | 同上 |
| | 48 小児歯科専門医(有限責任中間法人日本小児歯科学会) | 同上 |
| | 49 アレルギー専門医(社団法人日本アレルギー学会) | 同上 |
| | 50 核医学専門医(有限責任中間法人日本核医学会) | 同上 |
| | 51 気管食道科専門医(特定非営利活動法人日本気管食道科学会) | 同上 |
| | | |
| 対応可能な在宅医療 | | |
| ①在宅医療 | 1 往診(終日対応することができるものに限る。) | 24時間の往診が可能な場合に選択 |
| | 2 上記以外の往診 | 上記以外の往診の場合に選択 |
| | 3 地域連携退院時共同指導 | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 4 在宅患者訪問診療 | 同上 |
| | 5 在宅時医学総合管理 | 同上 |
| | 6 在宅末期医療総合診療 | 同上 |
| | 7 救急搬送診療 | 同上 |
| | 8 在宅患者訪問看護・指導 | 同上 |

| 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|--|----------------------|--------------------------------------|
| | 9 在宅患者訪問点滴注射管理指導 | 同上 |
| | 10 在宅訪問リハビリテーション指導管理 | 周上 |
| | 11 訪問看護指示 | 同上 |
| | 12 在宅患者訪問藥剤管理指導 | 同上 |
| | 13 在宅患者訪問栄養食事指導 | 同上 |
| | 14 歯科訪問診療 | 同上 |
| ②在宅療養指導 | 1 退院前在宅療養指導管理 | 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの |
| | 2 在宅自己注射指導管理 | 同上 |
| | 3 在宅自己腹膜灌流指導管理 | 同上 |
| | 4 在宅血液透析指導管理 | 同上 |
| <u> </u> | 5 在宅酸素療法指導管理 | 同上 |
| | 6 在宅中心静脈栄養法指導管理 | 同上 |
| | 7 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 | 同上 |
| | 8 在宅自己導尿指導管理 | 同上 |
| | 9 在宅人工呼吸指導管理 | 同上 |
| | 10 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 | 同上 |
| | 11 在宅悪性腫瘍患者指導管理 | 同上 |
| | 12,在宅寝たきり患者処置指導管理 | 同上 |
| | 13 在宅自己疼痛管理指導管理 | 同上 |
| | 14 在宅肺高血圧症患者指導管理 | 同上 |
| | 15 在宅気管切開患者指導管理 | 同上 |
| | 16 寝たさり老人訪問指導管理 | 同上 |
| | 4 F X O C TO | Sharahella ATL 17 th Out 1817 |
| ③診療内容 | 1 点滴の管理 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 2 中心静脈栄養 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 3 腹膜透析 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 4 酸素療法 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 5 経管栄養 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 6 疼痛の管理 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 7 褥瘡の管理 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 8人工肛門の管理 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 9人工膀胱の管理 | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 10 レスピレーター(人工呼吸器) | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 11 モニター測定(血圧・心拍等) | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 12 尿カテーテル(留置カテーテル等) | 診療内容に合致するものを選択 |
| | 13 気管切開部の処置 | 診療内容に合致するものを選択 |
| ļ | 14 在宅ターミナルケアの対応 | 診療内容に合致するものを選択 |
| (A) L の 性部 L の 生 性 | 1 産物 しの 本権 | ************************************ |
| ④他の施設との連携 | 1 病院との連携 2 診療所との連携 | 常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択 |

42

【歯科診療所用】

別表1

| 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|--------------|------------------|-----------------------------------|
| | 3 訪問看護ステーションとの連携 | 常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択 |
| | 4 居宅介護支援事業所との連携 | 常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択 |
| | 5 薬局との連携 | 常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択 |
| | | |
| 7) 医療從事者 | 1 医師 | |
| | 2 歯科医師 | |
| | 3 薬剤師 | |
| | 4 看護師及び准看護師 | |
| | 5 助産師 | |
| | 6 歯科衛生士 | |
| | 7 診療放射線技師 | |
| | 8 理学療法士 | |
| | 9 作業療法士 | |

医療機関の医療機能に関する情報【助産所】

| 1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項 | 詳細 | 記載上の留意事項 | |
|--------------------------|---------------|--|--|
| (1)基本情報 | | | |
| 1 助産所の名称 | | | |
| 2 助産所の開設者 | | | |
| 3 助産所の管理者 | | | |
| 4 助産所の所在地 | | | |
| 5 助産所の案内用の電話番号及びFAX番号 | | | |
| 6 就業日 | | 助産所において業務を行っている曜日及び休業日等を記載 | |
| 7 就業時間 | | 助産所において業務を行っている時間を記載 | |
| (2)助産所へのアクセス | | | |
| 8 助産所までの主な利用交通手段 | | 助産所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から助産所までの主な交通手段、所要 時間等を記載 | |
| | (i)駐車場の有無 | 敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。 | |
| 9 助産所の駐車場 | (ii)駐車台数 | (i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載 | |
| | (iii)有料又は無料の別 | (i)の駐車場の有料·無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。) | |
| 10 案内用ホームページアドレス | | 患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載 | |
| 11 案内用電子メールアドレス | | 患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載 | |
| 12 面会の日及び時間帯 | | | |
| 13 外来受付時間 | | | |
| 14 予約の有無 | | | |
| 15 助産所の業務形態 | | 別紙1の1) | |
| 16 時間外における対応の有無 | | 就業時間以外における対応が可能かどうか。 | |
| (3)院内サービス・アメニティ | | | |
| 17 対応することができる外国語の種類 | | | |
| 18 障害者に対するサービス内容 | | 別紙1の2) | |
| 19 車椅子利用者に対するサービス内容 | | 別紙1の3) | |
| 20 受動喫煙を防止するための措置 | | 別紙1の4) | |
| (4)費用負担等 | | | |
| 21 クレジットカードによる料金の支払いの可否 | | | |

| 2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項 | | |
|------------------------|------------------------|--|
| (1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス | | |
| 22 家族付き添い室の有無 | | 出産等に際して、付添者が待機できる部屋があるかどうか。 |
| 23 妊産婦等に対する相談又は指導 | | 別紙1の5) |
| 3. 医療の実績、結果に関する事項 | | |
| 24 助産所の人員配置 | (i)医療従事者の人員数 | 別紙1の6) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。 |
| 25 分娩取扱数 | | 報告する年度の前年度の分娩件数 |
| 26 妊産婦等満足度の調査 | (i)妊産婦等満足度の調査の実施の有無 | 妊産婦等に対し、助産所の満足度に関するアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのもの については記載しないこと。 |
| | (ii)妊産婦等満足度の調査結果の提供の有無 | (i)のアンケート等の結果を患者等の求めに応じて提供しているかどうか。 |

【助産所用】

| 厚生労働省令で定めるもの | 厚生労働大臣が定めるもの | 記載上の留意事項 |
|------------------|------------------------|---|
| 1) 助産所の業務形態 | 1 助産所内における業務の実施 | |
| | 2 出張による業務の実施 | |
| | | |
| 2) 障害者に対する配慮 | 1 手話による対応 | |
| | 2 施設内の情報の表示 | 視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること |
| | 3 音声による情報の伝達 | 音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること |
| | 4 施設内点字ブロックの設置 | |
| | 5 点字による表示 | 点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること |
| 3) 車椅子利用者に対する配慮 | 1 施設のパリアフリー化の実施 | 高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内 板の設置等がなされていること |
| 4) 受動喫煙防止対策 | 1 施設内における全面禁煙の実施 | |
| | 2 喫煙室の設置 | 出入口以外には非喫煙場所に対する閉口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること |
| 5) 妊婦等に対する相談又は指導 | 1 周産期相談 | |
| | 2 母乳育児相談 | その他の育児相談も含む。 |
| | 3 栄養相談 | |
| | 4 家族計画指導(受胎調節実地指導を含む。) | |
| | 5 女性の健康相談 | |
| | 6 訪問相談又は訪問指導 | 思春期の保健対策と健康教育を含む。 |
| | S SWAT TO S SWAT | |
| 6) 医療従事者 | 4 看護師及び准看護師 | |
| | 5 助産師 | |
| | | |